

せ と る C. E. T. L. Quarterly

くおーたりー

教育・学習活動支援センター広報 No.17 臨時増刊号

発行日 02. Feb. 2005

法科大学院における要件事実教育の充実と発展

—形成支援プログラム採択に当たって—



法科大学院研究科長 桐ヶ谷 章

第2の草創期の先駆を切って、いよいよこの4月に創価大学法科大学院が開設された。

本法科大学院は、「人間主義」を基軸とする本学の建学の精神に基づき、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を涵養、向上させる教育を行うことにより、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる法曹を養成することを目的とする。具体的には、建学の理念を体現する法曹として、①生活者の側に立つ人間性豊かな法曹、②人権と平和を志向する国際感覚に溢れた法曹、③国際競争力を備えたビジネス・ロイヤーの育成を目指している。

教育面においては、理論と実務の架橋に力点を置く。まず、実務家教員を多く配置し、研究者教員と協働で、ケーススタディーを主体とした、少人数で双方向・多方向の授業を中心に、理論と実務を架橋し問題解決能力を習得できるようにするためのきめ細かい教育を行う。

その一環として、第3セメスターに、民事法総合として「要件事実・事実認定基礎理論」を配置した。民事裁判は、「権利または義務の有無」をめぐる争うものであり、そのとき、権利を主張するために最低限必要な事実が要件事実である。裁判ではこれに基づき審理を進めるため、要件事実論は訴訟実務の重要な出発点となる。また、現実の事件は事実関係が複雑なため、そこから要件事実を的確に見抜き、主張・立証するには、「なぜそうなるのか」を論理的に考えることが大切であり、まさに要件事実教育は、法科大学院で実務科目を学ぶ際のベースとなるものともいえる。であるからこそ、第3セメスター（法学既修者＝2年コースの学生にとっては事実上最初のセメスター）という比較的早い時期に、法律基本科目として4単位を充て本格的に学ぶようにしたのである。

ところで、従来は要件事実の基礎理論は、司法研修所の前期修習で行われてきたが、今後そ

の習得は、法科大学院における教育に委ねられることになった。法科大学院における要件事実教育は、司法研修所におけるそれと多くの点で重要な相違があり、従来と異なる特段の工夫をする必要がある。

このような視点から、文部科学省平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の「教育高度化推進プログラム」に「法科大学院における要件事実教育の充実と発展」をテーマとするプロジェクトを応募したところ、先般首尾よく採択された。

このプロジェクトは、理論と実務の適切な架橋をするとの観点から、法科大学院における要件事実教育について、現実の実践の場における調査・研究を組織的・徹底的に行い、かつ、その成果を公表し、現実のカリキュラムの作成、授業の実施などに活用することによって、法科大学院の教育の充実・学生の主体的実力の向上に大きく寄与することを目指すものである。そのために、昨年10月1日、創価大学法科大学院に「法科大学院要件事実教育研究所」を設立した。

所長に、要件事実教育の第一人者といえる本法科大学院の伊藤滋夫教授が就任し、本法科大学院で民事法を担当する教員を中心に研究員を構成（うち1人は研究所専任）。特別客員研究員として、石部雅亮大阪市立大学名誉教授、大江

忠慶應義塾大学法科大学院教授（弁護士）、六本佳平放送大学教授（東京大学名誉教授）にご就任いただいた。

研究所では、上記目的を達成するために、以下のような事業の実施を計画している。

- ① 広く国の内外における要件事実教育の実情の調査・研究
- ② 複数の法科大学院との研究会や全法科大学院の参加を予定するシンポジウムの開催
- ③ 模擬授業・共同授業の実施
- ④ 創価大学法科大学院における要件事実教育の実情、各種調査、研究会、模擬授業・共同授業などの結果（印刷物のみでなく、ビデオを含む）の公表

そしてその成果は年報などに発表していく予定である。

このうち実情の調査、複数の法科大学院との研究会、模擬授業等については既に一部実行に移している。

これらの活動（とりわけ学内外における研究会等）をとおし、本法科大学院の教員の教育技術・学生の法的能力の向上が図られるとともに、活動の成果は本法科大学院のみならず、全国の法科大学院の要件事実の教育の改善に資し、ひいては、高度職業人としての法曹の質的向上に寄与するものと考えている。

法科大学院教員一覧

研究科長 桐ヶ谷 章

三井 哲夫 伊藤 滋夫 豊嶋 秀直 豊田 健 川崎 一夫

ヘンリー・幸田 小野 淳彦 千野 直邦 藤井 俊二 藤田 尚則 花見 常幸

岩本 隆 黒木 松男 尹龍澤 矢部 善朗 島田 新一郎 嘉多山 宗

法科大学院における教育実践の 取り組みと今後の抱負 —要件事実教育の場合について—



法科大学院要件事実教育
研究所長 伊藤 滋夫

1. 法科大学院要件事実教育研究所の活動

創価大学法科大学院の企画した「法科大学院における要件事実教育の充実と発展」をテーマとするプロジェクトが、文部科学省の提唱しているプログラムの一環として、平成16年9月に採択されました。詳しくは桐ヶ谷研究科長の説明をご参照ください。

このプロジェクトの一環として、創価大学に法科大学院要件事実教育研究所が設立されましたが、既に研究所は、幾つかの企画を実際に行なってきましたので、その一端をご紹介します。他大学のご協力も得て、小生の担当する要件事実に関する模擬授業（青山学院、中央、慶応の各法科大学院の学生と本学法科大学院学生とが参加）を平成16年10月末から11月下旬にかけての土曜日に合計5コマ実施いたしました。こうした授業の様子は、ビデオに収録してありますので、いずれ全国の法科大学院にお送りして、広くご教示を受ける予定になっています。もちろん、本学の先生方からご希望があるようであれば、具体的方法はまだ検討しなければなりません。それに対応できるようにしたいと考えています。

また、去る12月4日（土）には首都圏を中心とする大学20校余（東大、一橋大、慶応義塾大、

中央大、早稲田大などを含む）の教員と最高裁判所司法研修所の教官の皆様（それぞれ1名）にご参集いただき、法科大学院における要件事実教育の在り方について、研究会を開きました。こうした研究会の内容も何らかの形で全国の法科大学院にお伝えすることを予定しています。12月18日にも同様の研究会を関西の大学を中心に企画しました。

こうした活動は、もとより全国の法科大学院のご参考になることを目的として行っているものであり、今後もシンポジウムを本学で開催するなど、同様の活動を続けていく予定ですが、こうした活動を通じて、本学法科大学院の存在や教育への真摯な取り組みの状況が、全国に知られていく結果となることもまた事実であろうと思います。本学法科大学院に身を置く小生としては、いつも身の引き締まるような緊張感を覚えながら、努力をしているところであります。

2. 本学法科大学院における要件事実教育の実情

今まで最高裁判所司法研修所で司法修習の一環として行なわれてきた要件事実教育は、平成16年4月から、全国の法科大学院においてスタートすることとなりました。要件事実とは、民事裁判において非常に重要な役割を占めるもので、その教育は法曹の養成において極めて重要視されるべきものと考えています。

本学法科大学院においては、こうした要件事実教育（これは事実認定の教育と非常に密接に関係しています）の重要性に鑑み、これを法律基本科目の中に位置づけ、既修者に対する授業

の冒頭である第3セメスター（2年次前期）に、「要件事実・事実認定基礎理論」として、週2回、4単位の授業を集中的に行なっています。

その授業は、小生が担当しています。要件事実教育というものは、それが実務における一種の型を覚えさせる一面のあることも否定できませんが、肝心なことは、「なぜ」そうした型と言われるものの習得が必要であるか、「なぜ」実務において型と言われるものの、今のような具体的な形が出来上がったのか、というように「なぜ」ということを、徹底的に学生諸君に主体的に考えさせる訓練をするということだと考えています。そうすることによって、型の基本にある真の意味が理解でき、暗記しなくても自ずと記憶すべきことは記憶に残り、思考力が鍛えられることとなります。その結果、型としては習得していない新たな事案に対峙して解決を迫られたときにも、ひるむことなく的確にこれに対処できる能力を身に着けることができると考えています。

したがって、実際の授業のやり方としても、教師である小生が、いわば一方的に講義をするのではなく、ほとんどいつも課題を出してレポートの提出を求め、それに基づいた討論をするという方法を採用してきました。幸いに学生諸君の授業へ積極的に参加しようとする意欲は極めて高く、レポートの提出は誠実に履行され、ときには課題の軽減ではなく増加を求められることすらあり、教室における意見の陳述も熱心に行われました。こうした学生諸君の努力の結果、前期の終了時の学生諸君の要件事実に関する実力は、前期開始時に比べると大幅に高まったと感じています。

このような本学法科大学院における要件事実教育への取り組みは、他大学に比べて遜色のないものとなっていると信じています。このことは、法科大学院要件事実教育研究所が平成16年秋にまとめた全国の約50に及ぶ法科大学院に対するアンケート結果や上記研究会の報告・討論などに照らしても、肯定して差し支えないように思います。

以上は、自分自身が担当している授業のことが最もよく分かっていますため、小生の担当している「要件事実・事実認定基礎理論」の説明が中心となってしまいましたが、本学法科大学院には、実務経験豊かな優れた実務家教員が数多くおられ、民事法について深い研究をしてこられた研究者教員と緊密な連携をとりながら、多くの「民事法総合演習」と言われる民事法の授業のなかで、それぞれの科目の特色にマッチした形で、様々な工夫を凝らして、要件事実教育を実施しておられることを特筆大書しておかねばなりません。小職は、要件事実の基礎理論を教えるということで、本学法科大学院全体が挙げて取り組んでいる要件事実教育のほんの一部をお手伝いしているに過ぎません。

こうした要件事実教育は、それ自身が立証の公平という考え方を基礎とするものですから、建学の精神である人間教育とも密接な関係を有するものですが、他の様々な科目における教育とあいまって、将来の大樹に育つ優れた法曹を養成するのに大きな役割を担うべきものであると考えています。小生も、渾身の努力を続けたいと考えていますが、皆様方の一層のご支援とご鞭撻を心からお願い申し上げます。

創価大学第2回 FDフォーラムを開催

来る2月23日(水)、教育・学習活動支援センター主催のFDフォーラムが開催される。「特色ある大学教育支援プログラム」の選定を記念した昨年度のフォーラムに続いて今回は2回目となる。中央図書館との共催によるワークショップをはじめ、全部で4つのワークショップが用意されている。本学の授業改善の取り組みについて、活発に議論が行われるものと期待されている。さらに開催時間帯についても、今回は午前から開始するなどの工夫を施し、より柔軟で余裕のあるスケジュールとなっている。

FDの取り組みについて、学外の参加者と本学教職員とが相互に交流することは、本学のさらなるFDの発展を目指す上で、極めて貴重な機会となる。以下、プログラムと各ワークショップならびに講演会の概要を紹介しよう。

時間	プログラム内容
9:30	受付開始
10:00	W1. 「図書館サイトからのデータベース活用」 W2. 「LTD学習法の工夫」
12:00	昼休憩
13:15	FD講演会 「学生へのよりよい学習支援と大学教育改革」
14:45	休憩・移動
15:00	W3. 「授業づくりの工夫」 W4. 「学生との対応の工夫」

W1. 中央図書館企画「図書館サイトからのデータベース活用」

(A棟LB110教室・10:00~12:00)

創価大学では多くのデータベースを購読しているが、その活用方法について必ずしも多くの先生方に知られていないのが実情となっている。これらは教育・研究に役立つだけでなく、学生の論文・レポート作成にも有効に使用できる。データベースという研究・学習の道具を利用・指導するために教員として知っておくべき内容を、実際にデータベースを使用しながら解説する。

W2. 「LTD学習法の工夫」

講師：高木功 経済学部教授

関田一彦 教育学部助教授

(A棟5階教室・10:00~12:00)

協同学習は学習者相互の話し合いを中心とした授業技法である。特に、経済・経営学部の導入ゼミを中心に活用されているLTD学習法は、学生の予習を前提に授業の大半を学生同士の話し合いに委ねるので、大学教育向けの協同学習法である。

このセッションではまず、大学教育における協同学習について簡単な解説を行う。次に、LTD学習法になじみのない先生向けに、講師自身の体験を踏まえてLTD学習法の基本を説明する。また、LTD学習法を使っている先生向けに

は、LTD学習法の基本を踏まえつつ、教員（そして学生）のニーズに合わせた工夫・改良について、そのヒントや事例を紹介する。その後、時間の許す限り、講師も参加者と一緒にLTD学習法の課題や可能性を検討してみたい。

FD講演会

学長挨拶 若林正三 創価大学長

講演「学生へのよりよい学習支援と大学教育改革」

講師：吉田文

メディア教育開発センター教授

(A棟 5階教室・13:15~14:45)

W3.「授業づくりの工夫」

講師：鳥居朋子

名古屋大学高等教育研究センター

専任講師

(A棟 5階教室・15:00~16:40)

ここでは、大学の授業の形式としてもっとも一般的な、講義法に関する問題を議論する。日々の授業をどのように組み立てるのか、魅力ある授業を演出するにはどうすればよいのか、学生を授業に巻き込むためには何をすればよいのかなど、魅力ある講義を行うための方法を追求する。

編集後記

「くおーたりー」の創刊以来、初の臨時増刊号。そのトップ紙面は「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム採択」になりました。CETLもこれを励みにして、更なる前進を始めます。第二回FDフォーラム、ご期待下さい。(U)

W4.「学生との対応の工夫」

講師：園田雅代 教育学部教授

(A棟 5階教室・15:00~16:40)

学習上の自己決定やタイムマネジメントが上手くできない学生が目立っている。教員はカウンセラーではないので、たしかに精神的なケアは専門家に対応を委ねるのが賢明である。しかし、その必要性の判断は容易ではない。まずは相談に来た学生と心理的に適度な距離を保ちながら、学生自身の自己決定を促すような対応の仕方が求められる。このセッションでは、大学教員に求められるアサーション・スキルを中心に、心理的な課題を抱える学生に対する接し方について、カウンセラーの園田先生からアドバイスをいただく。

参加申し込みの詳細については、CETL滝川までご連絡下さい。

(内線2147 担当、takikawa@soka.ac.jp)

なお、CETLのホームページからでもお申し込みできます。

(<http://www.succ.soka.ac.jp/CETL/event/2004FD/fd2004.htm>)

C. E. T. L. Quarterly No. 17 臨時増刊号

編集・発行

創価大学 教育・学習活動支援センター

〒192-8577 八王子市丹木町1-236

Tel: 0426 (91) 9782 内線 2146

E-mail: cetl@soka.ac.jp